

【高齢受給者証】

対象となる方

国民健康保険に加入している70歳～74歳の方に、「国民健康保険高齢受給者証」が交付されます。70歳の誕生日の翌月1日（誕生日が1日の方はその日）から対象となります。

国民健康保険に加入している方には、70歳になる誕生月の下旬（1日生まれの方には、誕生月前月の下旬）に高齢受給者証を郵送します。

医療機関にかかるとき

国民健康保険被保険者証と国民健康保険高齢受給者証の両方を御提示してください。高齢受給者証に記載されている割合が、医療機関等でお支払いいただく医療費の一部負担金の割合となります。

医療機関等の窓口で払う一部負担金の割合

医療機関等でお支払いいただく一部負担金の割合は、原則としてかかった医療費の2割になります。ただし、所得区分が「現役並み所得者」に該当する場合は、3割となります。

一部負担金の割合	判定基準
2割	同一世帯の70歳以上75歳未満の方全員の前年度住民税課税標準額（※1）が145万円未満の世帯に属する方
	前年度住民税課税標準額が145万円以上あるが、収入金額が一定額未満で <u>基準収入額適用申請書</u> により申請した方（※2）
3割 (現役並み所得者)	上記「2割」の判定基準に該当しない方

(※1) 前年中の収入から必要経費等を差し引いたものが所得となり、所得から各種所得控除を差し引いたものが住民税の課税標準額となります。

(平成24年8月より住民税における扶養控除の見直しの影響を軽減するため、前年12月31日時点で世帯主であって同一世帯に合計所得が38万円以下である19歳未満の被保険者がいる場合は、上記判定の際に当該世帯主の課税標準額から調整のための額を控除したうえで判定されるようになりました。)

〈調整のための額〉

i 16歳未満の被保険者の人数×33万円 ii 16歳以上19歳未満の被保険者の人数×12万円

(※2) 70～74歳の国保被保険者が1人しかいない世帯の場合は、前年度の収入金額が383万円未満
70～74歳の国保被保険者が2人以上いる世帯の場合は、前年度の合計収入金額が520万円未満

有効期限について

高齢受給者証は毎年8月に更新（負担割合の見直し）されるため、翌年7月31日（年度途中で該当の方は、該当月から最初の7月31日）までが有効期限となります。

ただし、75歳になる方の有効期限は、75歳の前日までです。誕生日からは国民健康保険に代わって後期高齢者医療制度に加入することになります。

また、有効期限内に国保資格の異動や所得の修正があった場合には、一部負担金の割合を再判定します。